

金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱

資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのできる総合的な取引所の実現に向けた制度の整備を行うとともに、一定の店頭デリバティブ取引についての電子情報処理組織の利用の義務付け、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直し、課徴金制度の見直し等の措置を講ずる必要がある。このため、金融商品取引法その他の関係法律の整備を行うこととする。

一 金融商品取引法の一部改正（第1条関係）

1．インサイダー取引規制の見直し

- (1) 合併又は会社分割による上場会社等の特定有価証券等の承継をインサイダー取引規制の対象とすることとする。（金融商品取引法第166条第1項関係）
- (2) 合併等による特定有価証券等の承継であって当該特定有価証券等の承継資産に占める割合が特に低い場合及び合併等の対価として自己株式を交付する場合等について、インサイダー取引規制を適用しないこととする。
（金融商品取引法第166条第6項、第167条第5項関係）

2．課徴金制度の見直し

- (1) 発行者等が虚偽開示書類等を提出し、提供し又は公表した場合において、その提出等を容易にすべき行為又は唆す行為を行った者に対し、当該行為の対価として支払われた額等に相当する額の課徴金を課することとする。
（金融商品取引法第172条の12関係）
- (2) 金融商品取引業者等以外の者が、自己以外の者の計算において不公正取引をした場合、その報酬等の対価の額の課徴金を課することとする。
（金融商品取引法第173条～第175条関係）
- (3) 課徴金に関する調査について、金融商品取引法第172条の12の規定に係る課徴金の調査権限を設けるとともに、事件関係人又は参考人に出頭を求める権限を追加することとする。
（金融商品取引法第177条関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 金融商品取引法の一部改正（第2条関係）

1．金融商品等の定義の整備

- (1) 金融商品の定義に、商品先物取引法に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものを追加することとし、商品等に係る市場デリバティブ取引(「商品関連市場デリバティブ取引」)を金融商品市場において行えることとする。(金融商品取引法第2条第21項、第24項関係)
- (2) 金融商品市場の定義に、商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを含めないこととする。(金融商品取引法第2条第14項関係)
- (3) 店頭デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の定義に、商品等に係る取引を含めないこととする。(金融商品取引法第2条第22項、第23項関係)

2. 商品関連市場デリバティブ取引に係る業規制の整備

- (1) 金融商品取引業の範囲から、商品関連市場デリバティブ取引の自己取引を除外することとする。(金融商品取引法第2条第8項関係)
- (2) 有価証券等管理業務の対象となる行為の範囲に、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務に関して、顧客から商品等の預託を受けることを含めることとする。(金融商品取引法第2条第8項関係)
- (3) 商品関連市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理、及び商品関連市場デリバティブ取引の有価証券等清算取次ぎを第一種金融商品取引業と位置付けることとする。(金融商品取引法第28条第1項関係)
- (4) 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等の委託を受けたときは、その委託に係る取引等をしないで、自己がその相手方となって取引を成立させてはならないこととする。(金融商品取引法第40条の6関係)

3. 分別管理制度に関する規定の整備

- (1) 商品関連市場デリバティブ取引やその付随的な取引に関して顧客から預託を受けた財産及び顧客の計算に属する財産について分別管理義務を規定することとする。(金融商品取引法第43条の2の2関係)
- (2) 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務に関して、

顧客の計算において自己が占有する商品等又は顧客から預託を受けた商品等を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、書面による同意を得なければならないこととする。(金融商品取引法第 43 条の 4 関係)

4 . 投資者保護基金に関する規定の整備

投資者保護基金の目的及び業務範囲(一般顧客及び顧客資産の範囲)を商品関連市場デリバティブ取引やその付随的な取引に関するものに拡充するとともに、投資者保護基金が有価証券関連業に関する業務又は商品関連市場デリバティブ取引に関する業務のいずれかに業務範囲を限定する旨を定款で定めることができることとするほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(金融商品取引法第 79 条の 20、第 79 条の 21、第 79 条の 27、第 79 条の 28、第 79 条の 49、第 79 条の 53 関係)

5 . 金融商品取引所に関する規定の整備

(1) 金融商品取引所は、定款又は業務規程の定めるところにより、商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることができることとする。(金融商品取引法第 112 条第 2 項、第 113 条第 2 項関係)

(2) 金融商品取引所は、商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設する場合には、その業務規程において、商品関連市場デリバティブ取引の種類ごとに、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品等に関する細則を定めなければならないこととする。(金融商品取引法第 117 条第 2 項関係)

(3) 内閣総理大臣は、金融商品取引所から報告を受けた事項のうち、商品関連市場デリバティブ取引に関する一定の事項について、商品市場所管大臣(農林水産大臣・経済産業大臣)に通知することとする。

(金融商品取引法第 131 条第 2 項関係)

(4) 株式会社金融商品取引所及び株式会社商品取引所を当事者とする合併について、次に掲げる規定を整備することとする。

当該合併により、株式会社金融商品取引所が新設される場合には、当該株式会社金融商品取引所は、その成立の日に、当該合併により消滅する株式会社金融商品取引所の権利義務を承継することとする。

(金融商品取引法第 142 条第 5 項関係)

当該合併により、消滅する株式会社商品取引所の開設していた商品市場において成立した取引であって決済を結了していないものは、合併後の株式会社金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した市場デリバティブ取引とみなすこととする。

(金融商品取引法第 142 条第 9 項関係)

- (5) 商品取引参加者について、次に掲げる規定を整備することとする。

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、商品関連市場デリバティブ取引を行うための取引資格を与えられた者（「商品取引参加者」）に対し、報告の徴取及び検査を行えることとする。
（金融商品取引法第 151 条関係）

内閣総理大臣は、商品取引参加者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、金融商品取引所に対し、当該商品取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨を命じ、又は当該商品取引参加者の商品関連市場デリバティブ取引を停止若しくは制限すべき旨を命じることができることとする。
（金融商品取引法第 153 条の 5 関係）

6．商品関連市場デリバティブ取引に係る不公正取引に関する規定の整備

- (1) 金融商品の定義の改正により、商品関連市場デリバティブ取引についても現行の金融商品取引法上の市場デリバティブ取引に係る不公正取引に関する規制が及ぶことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

（金融商品取引法第 159 条関係）

- (2) 内閣総理大臣は、商品取引参加者の行う商品関連市場デリバティブ取引について、過大な数量の取引であって取引所金融商品市場の秩序を害すると認められるもの等を制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認められる事項を内閣府令で定めることができることとする。

（金融商品取引法第 161 条第 3 項関係）

- (3) 不公正取引に対する課徴金の額を算定するための基礎となる「有価証券の売付け等」及び「有価証券の買付け等」の定義に、商品関連市場デリバティブ取引による売付け及び買付けを追加する等の規定の整備を行うこととする。

（金融商品取引法第 173 条～第 174 条の 3 関係）

7．農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等に関する規定の整備

- (1) 内閣総理大臣は、金融商品取引所、金融商品取引清算機関等に対し、次に掲げる処分を行う場合には、あらかじめ、商品市場所管大臣と協議し、その同意を得なければならないこととする。

商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設しようとする者に対する免許

金融商品取引所に対する、商品等に係る上場廃止命令等

金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引の種類及び期限、商品の受渡しに関する事項並びに商品関連市場デリバティブ取引の種

類ごとの商品等に関する細則に係る業務規程の変更の認可

金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引に関し、取引証拠金に関する事項等について定款等に定める必要な措置を講ずることの命令

金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引停止命令

金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務規程の変更命令等

商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行おうとする者に対する免許・兼業承認

商品取引債務引受業等を行わない金融商品取引清算機関に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項に係る業務方法書の変更の認可

商品取引債務引受業等を行う金融商品取引清算機関に対する、商品関連市場デリバティブ取引に関する事項に係る業務方法書の変更の認可

金融商品取引清算機関に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令

(金融商品取引法第 194 条の 6 の 2 関係)

(2) 内閣総理大臣は、次に掲げる処分を行う場合には、商品市場所管大臣に対して、あらかじめ、通知することとする。

金融商品取引法第 161 条の規定による内閣府令であって商品関連市場デリバティブ取引に関する事項を定めたものに違反した金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に対し、業務停止命令等を行う場合

金融商品取引所に対し、金融商品取引法第 161 条の規定による内閣府令であって商品関連市場デリバティブ取引に関する事項を定めたものに違反した商品取引参加者の取引資格の取消し等を命じる場合

(金融商品取引法第 194 条の 6 の 3 関係)

8. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 金融商品取引法の一部改正(第 3 条関係)

1. 店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の使用義務付け

金融商品取引業者等は、取引の概要に関する情報の迅速な開示が必要であると認められる店頭デリバティブ取引を行う場合には、金融商品取引業者等又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用しなければならないこととする。

(金融商品取引法第 40 条の 7 関係)

2．電子店頭デリバティブ取引等業務の許可に関する規定の整備

外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者について、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合等には、内閣総理大臣の許可を受けて、その業務の用に供する電子情報処理組織を使用して一定の店頭デリバティブ取引等を行うことができることとする。（金融商品取引法第 60 条の 14 関係）

3．その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 商品先物取引法の一部改正（第 4 条関係）

1．内閣総理大臣に対する措置要求に関する規定の整備

農林水産大臣及び経済産業大臣は、商品関連市場デリバティブ取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪影響を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、金融商品取引法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができることとする。

（商品先物取引法第 354 条の 2 第 2 項関係）

2．その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

五 金融商品の販売等に関する法律の一部改正（第 5 条関係）

金融商品販売業者等が商品関連市場デリバティブ取引を扱う際の顧客に対する説明義務に関し、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合についても、当該説明義務を適用除外としないこととする。

（金融商品の販売等に関する法律第 3 条第 7 項関係）

六 その他

1．施行期日

この法律（「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備に係る規定（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係））は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

インサイダー取引規制の見直し及び課徴金制度の見直しに係る規定（第 1 条関係） 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

店頭デリバティブ規制の整備に係る規定（第3条関係） 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（附則第1条関係）

2. 経過措置等

所要の経過措置等を定めることとする。

金融商品取引法等の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。